平成２１年（フ）第６８号
秋田県山本郡三種町森岳字東囲128番地
破産者　嶋田ヨシ子
1　決定年月日　平成22年５月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２０年（フ）第５２８号
金沢市八日市１丁目230番地２
破産者　村谷　　保
1　決定年月日　平成22年５月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第３９６号
金沢市みどり２丁目１番地１　市営住宅Ｇ４棟503号、開始決定時の住所石川県金沢市湊２丁目118番地14
破産者　寺西　哲夫
1　決定年月日　平成22年５月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２６６号
沖縄県糸満市字兼城821番地の12　Ｄ―35
破産者　宮平　初枝
1　決定年月日　平成22年５月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第１３号
兵庫県丹波市山南町上滝243番地
破産者　友井　　正
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２０年（フ）第８５６号
兵庫県加古川市米田町平津401番地の２ムサシノハイツ202号、従前の住所兵庫県加古川市米田町平津243番地の12
破産者　桑田　　武
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２０年（フ）第３７９号
大分県別府市大字鶴見1958番地の39
破産者　都　喜代子
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第１８号
宮崎県都城市下川東２丁目3372番地　県営川東団地１棟17号
破産者　井上　靖男
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２１年（フ）第１０１号
長崎県松浦市福島町浅谷免110番地２
破産者　藤井　博成
1　破産債権の届出期間　平成22年５月25日まで
2　一般調査期日　平成22年７月12日午後３時
平成22年４月22日　大分地方裁判所日田支部

平成２１年（フ）第１２３号
兵庫県たつの市龍野町島田728番地８
破産者　和田　瑛一
1　破産債権の届出期間　平成22年６月２日まで
2　一般調査期日　平成22年７月16日午後４時30分
平成22年４月28日　神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第５１９号
愛知県犬山市大字犬山字西古券122番地
破産者　保浦　啓子
1　破産債権の届出期間　平成22年６月11日まで
2　一般調査期日　平成22年８月６日午前11時45分
平成22年５月７日
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第９２９１号
大阪市生野区桃谷２丁目２番２号
破産者　有限会社ジクス
1　破産債権の届出期間　平成22年６月17日まで
2　一般調査期日　平成22年８月26日午後３時30分
平成22年５月６日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２６１号
岐阜県大垣市直江町235番地
破産者　カンセツビ株式会社
1　破産債権の届出期間　平成22年６月18日まで
2　一般調査期日　平成22年７月21日午前11時
平成22年５月６日
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

債権者集会招集

平成２０年（フ）第９１１２号
大阪市西区新町２丁目17番９号
破産者　株式会社横山
1　期日　平成22年６月22日午後３時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年５月６日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第２０５号
大阪市中央区西心斎橋１―５―５　アーバンＢＬＤ心斎橋７階、商業登記簿上の本店所在地東京都豊島区東池袋１丁目３番５号
破産者　株式会社ＮＴＢ
1　期日　平成22年７月９日午後３時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年５月６日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２１年（フ）第７７号
熊本市植木町宮原145番地２
破産者　堀江　智浩
異議申述期間　平成22年６月28日まで
平成22年５月７日
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２２年（フ）第３８８号
大阪府豊中市新千里東町３丁目３番Ｂ６―403号
破産者　谷　　玉江
異議申述期間　平成22年７月１日まで
平成22年５月６日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３７号
福岡県大牟田市大黒町４丁目12番地２　ハイムノーブルⅠ305号
破産者　横内　利道
異議申述期間　平成22年７月７日まで
平成22年５月７日
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２０年（フ）第１１２８号
鹿児島県鹿児島市若葉町16番１号
破産者　株式会社ランコム
異議申述期間　平成22年７月７日まで
平成22年５月７日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

特別清算開始

平成２２年（ヒ）第２０３５号
東京都港区新橋６丁目１番11号
清算株式会社　もっとぎゅっとペット株式会社
代表清算人　熊谷　聡雄
1　決定年月日　平成22年５月６日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部